平成２９年（フ）第３２号
福岡県遠賀郡芦屋町大字山鹿1514番地
債務者　戸田　龍弥
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７３号
北九州市八幡西区竹末２丁目10番８―203号
債務者　古賀彩友実
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７４号
北九州市門司区大里原町５番11―303号
債務者　上村電気工事こと　上村　正和
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７６号
北九州市八幡西区穴生４丁目５番２―504号
債務者　熊須　繁治
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７７号
北九州市若松区東二島３丁目５番３―405号
債務者　中村さおり
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第８１号
北九州市八幡西区御開４丁目14番29号（グランヴェール101号）
債務者　川嶋　高也
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５号
熊本県八代市植柳上町5935番地（５）
債務者　南部　親幸
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第１６９１号
埼玉県新座市馬場２丁目４番29号
債務者　木下　裕美
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３号
埼玉県上尾市大字上1769番地12
債務者　加藤　豊美
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４７号
さいたま市西区大字佐知川370番地８
債務者　福田美由紀（旧姓瀧田・神林・丸岡）
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６９号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番１―540号
債務者　浅井　義昭
1　決定年月日時　平成29年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１号
埼玉県加須市南町15番70号、旧住所埼玉県加須市諏訪１丁目４番10号
債務者　木村　盛泰
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３７号
埼玉県川口市上青木３丁目７番20号　ファミーユフォーレ105号
債務者　渡邊　達男
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４９号
さいたま市中央区鈴谷８丁目７番13―105号
債務者　林　　明子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９０号
埼玉県川口市芝３丁目６番７号　澤田マンション202
債務者　尭森　　聡
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
埼玉県本庄市寿１丁目17番13号　ザ・ファースト202
債務者　内藤　絵麻（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３９号
愛知県岡崎市夏山町字村神２番地、前住所栃木県那須郡那須町大字高久丙2564番地５
債務者　鈴木　教夫
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
愛知県岡崎市明大寺町字大圦65番地７　明大寺ハイツ203号室、住民票上の住所愛知県岡崎市康生通西４丁目55番地
債務者　石原　綾子
1　決定年月日時　平成29年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係